

（運行記録計）

第四十八条の二 次の各号に掲げる自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。

一 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上のもの

二 前号の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

2 前項各号に掲げる自動車に備える運行記録計は、二十四時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び二時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（運行記録計）

第73条 運行記録計の記録性能、精度等に関し、保安基準第48条の2第2項の告示で定める基準は、別添89「運行記録計の技術基準」に定める基準とする。

（運行記録計）

第151条 運行記録計の記録性能、精度等に関し、保安基準第48条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 24時間以上の継続した時間内における当該自動車についての次の事項を自動的に記録できる構造であること。

イ すべての時刻における瞬間速度

ロ すべての2時刻間における走行距離

二 運行記録計の瞬間速度の記録は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものであること。

2 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた運行記録計又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能が正常であるものは、前項各号の基準に適合するものとする。

（運行記録計）

第 229 条 運行記録計の記録性能、精度等に関し、保安基準第 48 条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 24 時間以上の継続した時間内における当該自動車についての次の事項を自動的に記録できる構造であること。

イ すべての時刻における瞬間速度

ロ すべての 2 時刻間における走行距離

二 運行記録計の瞬間速度の記録は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものであること。

2 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた運行記録計又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能が正常であるものは、前項各号の基準に適合するものとする。